改正派遣法に基づくマージン率の公開資料

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項)。
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金額の平均額} - \text{労働派遣者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金額の平均額}}$$

※ %に表示した場合、小数点第2位を四捨五入します。

※マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有休休暇手当、募集採用費、労働管理費、事務所費、光熱費)等が含まれます。

・対象期間：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
① 派遣労働者の数：5 人(2024 年 4 月 1 日付け派遣労働者数)
② 派遣先事業所：5 社(2023 年度派遣先事業者数)
③ 労働者派遣に関する料金額：31,708 円(2023 年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
④ 派遣労働者の賃金額：18,997 円(2023 年度派遣労働者の賃金額の平均額)
⑤ マージン率：40.0%(2023 年度マージン率平均)
⑥ 派遣労働者のキャリア支援制度に関する事項

教育訓練内容	方法	費用負担	賃金支給	対象者
社会人基礎 ビジネスマナー	OFF-JT	なし	有給	新規採用者
PC 能力研修	OFF-JT	なし	有給	派遣労働者
インフラ研修	OFF-JT	なし	有給	派遣労働者
システム開発研修	OFF-JT	なし	有給	派遣労働者
顧客ニーズと目標管理	OFF-JT	なし	有給	派遣労働者
マネジメント研修	OFF-JT	なし	有給	派遣労働者
IT 資格取得支援	OFF-JT	なし	有給	派遣労働者

※キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先：03-6284-2598 担当・相談係

⑦ その他参考事項：健康保険・厚生年金・雇用保険に加入いただきます。(雇用条件によって加入できない場合があります)。産前後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
・労使協定を締結している(有効期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)
・協定労働者の範囲：すべての派遣労働者

会社名：株式会社マイネット
許可番号：派 13-312411